

横植協会07-12号

令和 7 年 8月21日

会員各位

横浜植物防疫協会からのお知らせ

植物検疫証明書関係

【植物検疫証明書を電子媒体で発給する国・地域の追加について
(アジア州マレーシアおよび中南米パナマの追加)】

令和 7(2025)年8月19日日付けで、植物防疫所自ら輸出国の確認システムにより電子発給されていることを確認できる国として、アジア州マレーシアおよび中南米のパナマが追加されました。

令和 7 年8月19日現在の植物防疫所において輸出国の確認システムにより

検査証明書の真正性を確認できる国・地域

アジア	台湾、中国、インド※、インドネシア、タイ、パキスタン、バングラデシュ、 <u>マレーシア</u>
中 東	アラブ首長国連邦(UAE)、イスラエル※
欧 州	スペイン、ロシア
アフリカ	南アフリカ、コートジボワール、ザンビア、ソマリア、ナイジェリア※ マダガスカル
北 米	米国
中南米	アルゼンチン、エクアドル、ガイアナ※、グアテマラ、コスタリカ、 コロンビア、チリ、ドミニカ共和国※、 <u>パナマ</u> 、ブラジル、ペルー、 ホンジュラス、メキシコ※
大洋州	オーストラリア バヌアツ

※電子発給の様式でない(QR コードがない)場合は、電子媒体での確認不可